

東歌における婚歌^{よばひうた}

白 田 甚 五 郎

婚歌^{よばひうた}とは、婚姻といふ生活民俗の中から生れた歌をいふことにする。婚姻は、某と某の婚姻といふ様に、特定個人の生活行為としてもあらはれるけれども、その生活行為は、代々くり返されて来た伝承形式をも踏んである点では、民俗と見られるのである、

古代における婚姻の民俗の中で、歌が重要な意味を持つてゐることは、『古事記』に出てゐる八千矛神の求婚神話に明らかに見られる。八千矛神は出雲国から、はろばろと高志国なる沼河比売に^{よばむとして}婚^{よばむとして}行かれた時、^{よばむとして}用^{よばむとして}婆比^{よばむとして}の長い歌を歌ひ語つてゐる。沼河比売も長い歌を以て、八千矛神の求婚に答へてゐる。

△よばひ▽が△よ(呼)ぶ▽の再活用^{よばひ}の△よばひ▽の連用形で、名詞ともなるのである。それが求婚・結婚の意味を持つやうになるのは、婚姻の一部分に歌を以て相手の魂に呼びかけ、訴へることが大事であつたからである。

東日本の日本海側に多く残つてゐる△ハシトリ▽の語を以て、聾入から嫁入への過渡期の婚礼形態をあらはしてゐる。『婚姻習俗語彙』の「出入初め」の章に収めた△ハシトリ▽の項に、富山・木曾・山形県最上郡安楽城村・陸中などの例を挙げてゐる。その一例に、△富山市から婦負射二郡にかけて、女が二三日泊りに行き約束を固めることであつて、後幾月か幾年かして「正式に嫁入る。家の都合や当人達の都合で、急に正式に結婚して披露の出来ない場合などに行はれる。▽とするしてある。私も今年の正月に新潟県榎尾市に赴いた時、婚礼形式の一として△ハシトリ▽と呼ばれるものがあることを聞いた、△足入れ▽と違ふのは、何かの都合で披露を行ふだけで、半年くらゐたてば、

正式に結婚することにきまつてゐるさうである。『日本民俗学68』（昭和四十五年三月十日号）で天野武氏が「ミチフミザケについて—奥能登輪島近郷の婚姻習俗の一面—」を發表して居るが、その中で、△この地方では婚禮をハシトリとも呼び、かつては掣方で簡単に御膳についてよばれると、そのまま掣方に留まることなくオヤシロ、茶担ぎ等の同行者と一緒に生家へ戻る。そして、その後三日目、五日目あるいは七日目に当るいずれかの日に改めて母親に伴われて婿方に赴く形態をこるからだ。▽と述べて居る。

結局、△ハシトリ▽とは、宴席を設けて箸を取つて食事をする事である。婚姻行事の一部分を以て婚姻そのものをあらはしてゐることになる。さうして、△ハシトリ▽が婚姻をあらはすのは、食事の宴席が大切であることを示してゐる。△よばひ▽を以て婚姻をあらはすことも同様な考へ方であらう。歌を詠みかけることが重要であつたのである。平安時代には、△よばひ▽のよをば夜とも感じてゐることは、『竹取物語』に、△夜は安き寝もねず、闇の夜に出でて穴をくじり、かいま見まどひあへり。さる時よりなむよばひとはいひける。▽と見えたり、『源氏物語』に、△けさう人は夜にかくれたるをこそよばひとはいひけれ。▽と述べられたりしてゐるので明らかである。

かういふ落し話風の理解のほかに、勿論、求愛の言行をば本来の意味の流れで使はれてゐる。『伊勢物語』『大和物語』『平中物語』などに出てゐるが、取り分け『宇津保物語』に興深い記事がいくつか存する。『宇津保物語』の藤原の巻で、滋野真菅が、△女人求めしむとするに、よばひぶみのやまとうたなきは、人あなづらしむるものなり。▽と言つてゐる△よばひぶみ▽を当時モダンに言へば、懸想文である。これなどは、求愛活動として、仮名書きの手紙に必ず和歌を要するのであり、よばひの伝統を示してゐると言へよう。

八千矛神・沼河比売のよばひうたと『宇津保物語』のよばひぶみのやまとうたとの間において、よばひの点から、『万葉集』の東歌は如何に見られるであらうか。

東歌の中に、よばひを基盤としたと見られる歌を拾ひあげる前に、『万葉集』ではつきりよばひの生活を詠んだ歌を見ておかう。その中でも、卷第十三の三三一二の長歌では、△夜延▽の標記を用ゐてゐるから。明らかによばひと訓まれる。それに、△夜▽の字を用ゐてゐるからして、平安時代の落し話し風の解釈が早くも、滲み出してゐると考へられる。

隠口乃 こもりぐちの 長谷小国 ながせきくに 夜延為 よのひのせ 吾天皇守与 わがすめらぎよ 奥床仁 おくとこに 母者睡有 はははねたり 外床丹 ととこに 父者寐有 ちちはねたり 起立者 おきたたは 母可知 ははしりぬべし 出行者 いでゆかば 父 ちち
可知 しりぬべし 野干玉之 のんたまの 夜者昶去奴 よはあやめきぬ 幾許雲 いくさくぐも 不念如 おもたかたの如 隱嬪香聞 こもりひめかぐ

反歌

川瀬之 かはのせの 石迹渡 いしむせわた 野干玉之 のんたまの 黒馬之来夜者 くろまのくるよは 常二有沼鴨 つねにせろぬか鴨

△すめろき▽は、大和宮廷の天皇ばかりと限らないで、土地土地の豪族家の御曹司をさすのであらう。東歌三四五九の△殿の若子▽のやうな人に当るところであらう。

この長歌でもしろういのは、奥の方の床に母が寝て、外の方の床に父が寝て、娘をよばひから守らうとしてゐることである。現在でも地方によつて父母の寢室が戸口に近い方であり、娘たちの寢室が父母の寢室より奥の方にあるまでであることが多い。同じ邑落内の若者のよばひには、止むを得ず、ある程度の承認を与へながらも、やたらに許すといふわけではない。あまりきびしく娘を守り過ぎると、若者たちには、ささをされるのである。片づけてあつた物などを乱雑にされたりするのである。若者たちに問題にされないやうな娘でも、親は心配なのである。さうかと言つて、あまりにも多数の若者たちと交渉を持つやうな娘では世間の評判はよくないのである。

忍び込むのに、若者たちは苦勞するものである。家の内外に一つの小便桶が埋められてゐる地方がある。その桶にたまつた小便を汲み出して、そこからぐり入つたりする。暗いニハ（土間）を歩いてゐるうちに、置かれた物にけつまづいたりすると、猫のなき声を出したりして、ごまかすのである。輪島市東中尾の田植唄に、△よばひこきや棚からおちて猫のまねしてにやごにやごと▽とあつたのを思ひ出す。そんなにして、上り込んで、うっかりまちがへて、娘を守つて寝てゐる年寄りの親の口にさし込んでしまつて、年寄りがねほけて、齒のない口でもぐもぐやつても、にちやにちやしてかみきれないぞとねほけた言葉をつくと、いふ滑稽譚があるくらゐである。

他の邑落によばひを敢行して、見つかつたりすれば、大変な制裁を受けなければならぬ。村の娘は村の若衆の物だといふ風な考へ方を表明する者もあるくらゐだ。この戒律を犯した娘も勿論罰せられるのである。娘の親も当然なこととして、娘の罰せられるのを見てゐるのである。

他の邑落によばひに出かけるのに、片道数里をもとしない剛の者もゐた。岩手県で聞いた話であるが、宮古から小本まで、片道八里の夜道をよばひに通つた桶屋がゐたさうである。その翌日も平気で仕事をしてゐたと言ふ。この間の道といふのが、藪か林か山かと言ふやうな所だから恐しい限りである。奥飛騨で聞いた話でも、『万葉集』の様子とさして異ならないものがあつた。古河町の袈裟丸あたりから二里くらゐ奥の山村へよばひに出かけたものである。その途中、官川を越す時には、着てゐる物を脱いで、頭にかついで水に入つて渉るのであつた。勿論、山阪を越えて、目的地に行くのであつた。

戦前、大正頃まではよばひが盛んであつたとよく聞くのである。さうして、その頃若かつた老人は、いかにものしさに含み笑ひするのであつた。かうした民間の慣行習俗から、『万葉集』の状況を推測してみるのは、單なる空想とは違ふから、無駄であるまい。

泊瀬(初瀬)によばひをしに行く長歌(三三二〇)と反歌(三三二一)が、同じ巻ですぐ前にある。

隠口乃 泊瀬乃 国爾 左結婚丹 吾来者 棚雲利 雪者零来 左雲理 雨者落来 野鳥 雉 動 家鳥 可雞毛
鳴 左夜者明 此夜者昶奴 入而且将眠 此戸開為

反歌

隠来乃 泊瀬小国丹 妻有者 石者履友 猶来々

泊瀬によばひの歌がかたまつたのは、恐らく泊瀬がよばひの盛んな所であつたからであらう。地方に行くとその周辺の村々から今なほよばひの名所であると、世評を高くしてゐる所があるものである。その土地の名を聞いただけで、にんまりするのである。泊瀬は、四方山に囲まれて、山の間を初瀬川が流れてゐる。小国の地名は、日本各地に存してゐるが、最上の小国とか、米沢の西の小国とかを見ても山に囲まれた別天地をなしてゐる。泊瀬もまた別天地の観があつて、小国と呼ばれるのにふさはしい。さうして、泊瀬の女は形美しく情深いくらゐの評判が立つてゐたのであるまいか。だからと言って、よそ者のよばひが自由に開放されてゐるわけでない。やはり、よそ者は土地者に見つけられないやうに氣をつける必要がある。よばひ所の女と、その両親が寛容であるのは、土地の若い衆に対してで

ある。

これも『日本民俗学68』誌上で天野武氏が奥能登の輪島の近郷の婚姻に行はれるハミチフミザケVの習俗を紹介して居るが、それは部落外婚の時に嫁方の家から掣方の所属する区長のもとに酒を一升なり二升なりとどけるやうにあってあることをさす。同じ在所の間で婚姻する部落内婚であれば、その村の道を初めて踏むのではないけれども、部落外婚であれば、若い衆は勿論老幼の男女でも、嫁が入って来る道筋に繩を張って酒肴代などの包み物をねだるのである。これを繩張りと呼び、さかんに行はれたことを、私も昨夏輪島近在の部落でよく耳にした。

道踏み酒・繩張りの習俗を通じて観取される婚姻の社会通念として、部落外婚にきびしい戒律の存することである。従つて、よばひとでも、他所者にとっては、大変な冒険であることが寄せられよう。

三三一二の歌によると、男はハすめるきVと呼ばれるほどの威勢よい者であっても、他所者である場合、さう安易に行かなかつたのであらう。その点は八千矛神とても同様であつたことを思ひ出すとよい。普通の人ならば、歩いて行くところをば、黒馬でやつて来ると言ふので、男の身分のよさもうなづけよう。

三三二〇・三三一と三三二二・三三一三とは、前者は男が呼びかけ、後者は女が受けた問答の体をなしてゐる。男の方の歌で、野つ鳥雉が鳴き騒ぎ家つ鳥鶏が鳴き立て、夜明けが目前であるから、早く戸を開けとせき立てる詞句は『古事記』の八千矛神の歌謡そっくりである。それに対して、女の方の歌は、男の訪れを待つてゐるのだけれども、父母の監視が嚴重なので思ふやうにならないと答へてゐるのは、男の求愛に応ずるやうに見せかけて、実はことわつてゐることになる。沼河比売の二首が後日には貴男の意のままになるけれども、現在はさうは行かないと言ふので、つまり婉曲な拒絶をあらはしてゐる点では、古事記歌謡と万葉集歌謡が異曲同巧といふことになる。かかる表現技法は男女掛け合ひに際する女歌の伝統である。

『万葉集』巻第十二にもハよばひとVを詠み込んだ正述心緒の一首が左の通り収められてゐる。

他国爾 のくにに 結婚爾行而 はのむけ 大刀之緒毛 たちか 未解者 いまだか解は 左夜曾明家流 さよそあけにけ

大刀を持つくらゐだから、三三一二ですめ、きと呼ばれるやうに、相当な身分であることは察せられる。遠い道程を通つて行つたので、女の家についた時には、まうはや夜明けになつたと解すべきではあるまい。やはり、他所者をさ

う簡単に女は招き入れると言ふわけに行かないのであらう。△他国▽は、遠近よりも、いろ／＼な意味で生活圈を異にしてゐることであると思ふ。生活圈は、その基盤を政治にも、経済にも、軍事にも、等々置くであらうが、信仰の基盤が重要である。△国▽の語原は種々解釈されようが、△くね▽と通ずるならば、信仰的境界を意味するであらう。その国の女は、男もさうだが、国魂の神に属してゐる。さうして、女は国魂の神に仕へる巫女たるべきさだめを有してゐた。ある国の男が他国の女に通じるとは、男が他国の神の女を犯したことになる。その点では、通じた女もまた罪せられなければならない。

それにもかかはらず、他国によび、ひに行くと言ふのは何故であらうか。男だけではない。他国の男を受け入れる女の心意も解かれなければならない。恐らく、他国同士の男と女が晴れて求婚し得る機会として、耀歌とか歌垣とかが存したのであらう。

それはそれとして、他国へよび、ひに行く男にとつて、途中の山阪や川瀬は、心にのこる自然であつたにちがひない。東歌の中から拾ひ出した左の歌なども、よび、ひ、行の歌として味はふと、なか／＼情趣こまやかなものがある。

三三五 不尽能祢乃 伊夜等保奈我伎 夜麻治乎毛 伊母我理登倍婆 气爾余婆受吉奴 (駿河国歌)

三三六 麻可奈思美 佐祢爾和波由久 可麻久良能 美奈能瀬河伯爾 思保美都奈武賀 (相模国歌)

三四一 刀祢河泊乃 可波世毛思良受 多太和多里 奈美爾安布能須 安徹流伎美可母 (上野国歌)

三四二 志母都家努 安素乃河泊良欲 伊之布麻受 蘇良由登伎奴与 奈我已許呂能礼 (下野国歌)

山路、河瀬、河原などが詠みまれてゐるのも、夜ともなれば、一しほ大変だつたらう。とりわけ、今夜逢ふべき女を頭に描きながら渡る水の冷たさは印象に残つたであらう。

男を待つやうになつた女が、男の通ひ路をば心配する歌も左の通り伝へられてゐる。

三三九 信濃道者 伊麻能波里美知 可里婆祢爾 安思布麻之奈牟 久都波気知我世 (信濃国歌)

三四〇 信濃奈流 知具麻能河伯能 左射礼思母 伎弥之布美呂婆 多麻等比呂波牟 (信濃国歌)

三四四 多由比我多 志保弥知和多流 伊豆由可母 加奈之伎世呂我 和賀利可欲波牟 (越前国歌?)

河原の石がこれほど愛情をこめて歌はれるのも、よばひの状況を知り得てゐるからである。単なる修飾的誇張と見るのでは浅い。類型的であるとしても、類型を成立するだけの生活的背景を把握しなければ、直実を理解し得ない。